

令和4年8月24日

令和4年
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
8月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会

令和4年8月24日

◎ 議事日程 第1号

令和4年8月24日（水曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第6号 専決処分について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等）

第4 議案第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（常勤職員・非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等）

第5 議案第8号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

第6 議案第9号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7 議案第10号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第1 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

日程第2 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

日程第3 議案第6号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等）・・・・・・・・ 5

日程第4 議案第7号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（常勤職員・非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等）・・・・・・・・ 5

- 日程第5 議案第8号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 日程第6 議案第9号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・ 5
- 日程第7 議案第10号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・・・・・ 5

◎出席議員（28名）

高橋三義	大竹雅春	杉田勝典
森山昭	重野正毅	阿部聡
吉崎進	三沢嘉男	鈴木一郎
佐野統康(途中入場)	長谷川孝	大岩勉
田中立一	村越洋一	佐藤涉
大滝勝	稲辺茂樹	佐藤肇
渡辺秀敏	高松守雄	小熊正
池井豊	宮澤直子	小黒博泰
佐藤守正	小木曾茂子	廣嶋一俊
伝信男		

◎欠席議員（2人）

目黒哲也	本保友明
------	------

◎説明のため出席した者

広域連合長	磯田達伸
副広域連合長	小林則幸
事務局長	八木弘
業務課長	矢代睦
総務課総務係長	棚橋祐介
総務課企画係長	新保大祐
業務課医療給付係長	松田道代

業務課資格保険料係長 流石直人

◎職務のため出席した者

議会事務局長	池田文明
議会事務局員	小林妙子
議会事務局員	松井 円

午後 1 時 開議

○議長（高橋三義） 皆さん、こんにちは。会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおり監査結果の報告です。

監査委員より、本年 2 月から 7 月までの例月現金出納検査結果について提出がありました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。

ここに御報告をいたします。

○議長（高橋三義） これより、令和 4 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は 27 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋三義） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、大滝 勝 議員及び小熊 正 議員を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（高橋三義） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

- △日程第 3 議案第 6 号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等）
- △日程第 4 議案第 7 号
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（常勤職員・非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等）
- △日程第 5 議案第 8 号
令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 6 議案第 9 号
令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 7 議案第 10 号
令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（高橋三義） 次に、日程第 3、議案第 6 号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から日程第 7、議案第 10 号「令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸） はい。議長。

○議長（高橋三義） 磯田広域連合長。

〔広域連合長、登壇、説明〕

◎広域連合長（磯田達伸） 広域連合長の磯田でございます。本日提案いたしました議案第6号から第10号につきまして御説明いたします。

初めに、議案第6号「専決処分について」です。これは、新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例につきまして、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について関連する条項の改正を行ったものです。令和4年2月広域連合議会定例会後に発出された育児休業等の一部改正通知に伴いまして、本年4月1日施行に対応するため、3月23日付けで専決処分をさせていただいたものです。

次に、議案第7号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」です。これにつきましては、第6号議案と同様の理由により、常勤職員及び非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項について関連する条項の改正を行うものです。職員の育児休業について原則2回まで取得回数を拡大することなどで、本年10月1日から施行するものです。

次に、議案第8号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第9号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきまして御説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてです。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金などがございます。

次に、主な歳出です。事務局の運営経費など、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費でございます。

令和3年度一般会計の決算額は、歳入総額10億4,143万1,605円で、収入率99.7パーセント、歳出総額9億7,566万6,041円で、執行率93.4パーセント、歳入歳出差引額は6,576万5,564円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの支出金・交付金及び繰入金などです。

次に、主な歳出ですが、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査や重症

化予防、フレイル対策といった事業を実施する保健事業費などです。

令和3年度後期高齢者医療特別会計の決算額は歳入総額2,789億6,965万2,769円で、収入率99.2パーセント、歳出総額2,718億6,908万3,165円で、執行率96.7パーセント、歳入歳出差引額は71億56万9,604円となっております。

次に、議案第10号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」です。

歳入歳出予算に、それぞれ71億4,785万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,741億5,216万8千円とするものでございます。

内容としましては、医療財政調整基金への積立金及び令和3年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や補助金等の精算に係る経費などを補正するものです。

以上、提案いたしました議案について御説明申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋三義） 次に、事務局長から本件につきまして補足説明の発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

◎事務局長（八木弘） はい。議長。

○議長（高橋三義） 八木事務局長。

[八木事務局長、自席、説明]

◎事務局長（八木弘） それでは、私から議案第6号から第10号についての補足説明をさせていただきます。

薄い冊子「令和4年8月議会定例会提出議案の概要」という資料により議案概要につきまして御説明いたします。

「概要」の表紙をおめくりいただき、1ページをお開きください。

議案第6号「専決処分について 専決第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」です。

おめくりいただいて3ページです。

初めに、一部改正の理由ですが、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について関連する条項の改正を行ったものです。

次に、条例改正の概要ですが、1点目は、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するものです。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を任命権者へ義務付けるもので、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た常勤職員及び非常勤職員に対する育児休業制度等の周知や育児休業の取得意向の確認を行うなどの措置を新たに規定しております。

専決処分とした理由ですが、令和4年2月定例会後に発出された育児休業等の一部改正通知に伴い、本年4月1日施行に対応するために、所要の措置を講ずる必要が生じましたが、この間において議会の招集が困難であったため、3月23日付けで専決処分とさせていただいたものです。5～6ページには、条例の新旧対照表を掲載しております。

続きまして、「概要」の7ページをお開きください。

議案第7号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」です。

おめくりいただいて9ページです。

初めに、一部改正の理由ですが、先ほどの第6号議案と同様の理由により、常勤職員・非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項について関連する条項の改正を行うものです。

次に、条例改正の概要についてです。

まず、常勤職員及び非常勤職員の育児休業の取得回数について、これまで原則1回だったものが2回まで取得可能となります。また、それとは別に、子の出生から57日以内に取得できる育児休業、いわゆる「産後パパ育休」をこれまでの1回を2回まで取得できるようにいたします。

さらに、非常勤職員については、2回取得における取得要件の緩和とともに、子が1歳到達日以降は夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合には、より柔軟な取得が可能となるものです。施行日は、本年10月1日でございます。

11～15ページには、条例の新旧対照表を掲載しております。以上で、育児休業等に関する条例の一部改正に係る二つの議案の説明を終わります。

次に、議案第8号、第9号の決算に関する説明の前に、カラー印刷のA3版、横1枚ものの資料「令和3年度決算に係る事業概要説明」こちらによりまして、決算に表れている被保険者数や医療給付費などの主な数値の経年変化などについて御説明いたします。

なお、この資料は、「令和3年度主要な施策の成果説明書」をベースに数値をグラフ化したものです。

まず、「① 被保険者数の推移」についてです。被保険者数は令和3年度の月平均で37万911人、対前年比0.8%のマイナスとなっており、平成20年度の後期高齢者医療制度発足以来、当広域連合では初めての減少となった2年度に続き、更に減少したということになります。

これは、2年度、3年度に75歳年齢に到達する世代が終戦前後の混乱期のお生まれで、その前後の世代に比べて人口が少ないことが理由ですが、保険料率の改定の際にも御説明いたしましたけれども、4年度以降、本年度以降はいわゆる「団塊の世代」の方々、昭和22年～24年にお生まれの方々が75歳年齢に到達することになりますので、被保険者数は大きく増加に転ずるものと見込んでおります。

次に、「② 医療給付費の推移」についてです。令和3年度は、2,566億2,800万円で対前年比0.7%の増となっています。全国の「医療費」の動向から推計しますと、全国平均よりも低い増加比率となっています。

医療給付費を診療種別に見ますと、医科が1.2%、歯科が4.2%、その他が1.9%増加する一方、調剤が2.4%減少しております。調剤以外の増加につきましては後ほど一人当たり医療給付費でも御説明いたしますが、2年度に大きく落ち込んだ新型コロナウイルス感染症の影響から幾分とも回復基調にあることが被保険者数減少の影響を上回った結果というふうに考えております。

一方で、調剤が減少している理由は、被保険者数の減少の影響に加えまして、これまで例年2年に一度行われてきた薬価の改定ですが、3年以降は通常の改定期間の中間年にも一部の医薬品を対象に改定が行われることになった、そういった影響もあるものというふうに考えております。

次に、「③ 1人当たり医療給付費の推移」です。令和3年度は、年額69万1,885円、対前年比1.5%の増となりました。グラフをご覧くださいますとお分かりのとおり、2年度に新型コロナの影響により大きく減少した医療給付費は、3年度には増加傾向にあるとはいっても、コロナ前の元年度のレベルにはまだ達していないという状況でございます。コロナの流行を想定していなかった2年度、3年度の保険料率改定時における推計では、3年度の数値を71万2,523円と見込んでおりましたけれども、この点からも依然として大きな落ち込みが継続をしているということになります。

なお、対前年比実績値のプラス1.5%につきましては、全国の「1人当たり医療費」の動向から推計しますと、全国の平均値プラス2.1%よりも低い増加比率とな

っております。本県にあっては、この戻るペースが全国に比べて緩やかであるということが言えると思います。

次に、「④ 保険料収入(現年度分)の推移」です。令和3年度は198億6,600万円で対前年比は0.2%の増、2年度とほぼ同水準の収入となっております。

次の「⑤ 1人当たり平均保険料の推移」についてですが、令和3年度の1人当たり平均保険料は、年額5万887円で対前年比は0.2%の減、先ほどの保険料収入と同様に2年度とほぼ同額となっております。

なお、参考までに申し上げますと、この度行いました令和4・5年度の料率改定における試算値で比較した結果では、新潟県の1人当たり保険料は全国で4番目に低い額というふうになっております。

次の「⑥ 保険料軽減額と対象者数の推移」ですが、国による保険料の軽減割合の見直しにより均等割の7.75割軽減が7割軽減に引き下げられ、保険料の軽減額は、60億9,600万円、前年比3.0%の減となりました。

一方で、軽減適用の対象者数は26万2,074人で1.4%の増となっております。

なお、平成29年度以降実施されてまいりました国によります軽減内容の一連の見直しにつきましては、これをもちまして終了となっております。

最後に、「⑦ 市町村負担金の推移」ですが、これは医療給付費等を一定の割合で市町村が負担するもので266億5,400万円であり、対前年度比で0.5%の減となっております。

以上、決算の主な数値の経年変化について御説明いたしました。

それでは「議案概要」にお戻りいただき、17ページをお開きください。

議案第8号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」です。

おめくりいただき、19ページ、主なものを御説明いたします。なお、参考として決算書の該当ページを各説明欄に記載しております。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額6,576万5,564円は令和4年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などの財源といたします。

中ほどの「主な歳入」です。

市町村から事務的経費に対して御負担をいただく「分担金及び負担金」、それから、当広域連合に設置をしております被保険者、医療関係者、保険者、学識経験者等で構成する医療懇談会につきまして、意見を聞く場の設置として、その運営等の経費に対して交付される特別調整交付金である「国庫支出金」のほか、「諸収

入」などです。金額については、記載のとおりです。

続きまして、「主な歳出」です。

「総務費」の「特別会計事務費繰出金」は、医療給付に係る事務費を特別会計へ繰り出したものです。このほかについては、記載のとおりです。

次に、21 ページ、議案第 9 号「令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」です。

おめぐりいただき、23 ページ、主なものを御説明いたします。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出決算額ともに記載のとおりです。差引額 71 億 56 万 9,604 円は令和 4 年度に繰り越し、令和 3 年度分の療養給付費等の精算により、市町村・国・県及び支払基金に対する返還金の財源として充当するほか、残額を医療財政調整基金に積み立てます。

次に、中ほどの「主な歳入」です。

「市町村支出金」「国庫支出金」「県支出金」「支払基金交付金」は、主に歳出における療養給付費等の財源として、それぞれに定められた負担率により受け入れたものです。「繰入金」は特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会計繰入金」、「繰越金」は令和 2 年度からの繰越金です。

次に、「主な歳出」です。

「総務費」は、決算額 37 億 3,242 万 7,887 円、事業別の主な内訳は記載のとおりです。

次に、24 ページの「保険給付費」です。

決算額は記載のとおりで、内訳は、療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、高額療養諸費及び葬祭費です。前年度比 0.7%の増となりますが、これはさきほど「決算に係る事業概要説明」で御説明しましたとおり、主に療養給付費等の増によるものです。

「県財政安定化基金拠出金」は、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のために新潟県が設置している基金に対しての広域連合からの拠出金です。国、県、広域連合がそれぞれ 3 分の 1 ずつを拠出し、基金を造成しています。

25 ページの「保健事業費」です。

健康診査については、各市町村への委託料で、受診率は全体で 23.7%、2 年度より 2.7 ポイント上がっています。医療費と同様に、新型コロナで落ち込んだ受診率は幾分持ち直してきてはいるものの、依然として 26.6%でありました元年度の水準には回復していない状況にあります。

決算説明の最後、29 ページ、「財産の状況」につきましては、記載のとおりでご

ざいます。

次に、29 ページをご覧ください。

議案第 10 号「令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」です。

おめくりいただき、31 ページ、「補正額」は、歳入歳出予算ともに 71 億 4,785 万 1 千円の追加です。

「補正理由」は、医療財政調整基金への積立金、及び令和 3 年度保険給付費等の実績に基づく各種負担金等の精算に係る経費を補正するものです。

歳入の、「市町村支出金」「国庫支出金」及び「県支出金」は、実績に基づく精算により負担金の不足分を受け入れるものです。

また、「繰越金」は、令和 4 年度に繰り越した前年度特別会計決算の歳入歳出差引額を、国・県などへの返還金等の財源に充当するものです。

歳出の「総務費」の「医療財政調整基金経費」は、前年度の繰越金の一部を返還金に充てた後、その残額を医療財政調整基金に積み立てるものです。

「諸支出金」「償還金」は、市町村、国、県、支払基金から受け入れた令和 3 年度分の負担金などのうち、実績に基づく超過分を返還するものです。

以上で、議案第 6 号から 10 号までの補足説明を終わります。

○議長（高橋三義） 次に、監査委員から議案第 8 号及び第 9 号についての審査結果の発言を求められております。これを許可いたします。

○議長（高橋三義） はい。小柴監査委員。

◎監査委員（小柴昭彦） 監査委員の小柴です。よろしくお願いいたします。

決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められました。

意見のまとめについて申し上げます。

いわゆる「団塊の世代」の人々が、後期高齢者医療制度に加入することによる

被保険者数の増加に伴い、今後も医療費の増大が見込まれます。

そのような中で、後期高齢者医療制度を安定的かつ持続的に運営していくため、令和4年10月1日から実施となる窓口負担割合の2割負担導入の制度改正に当たっては、制度の周知広報を始め、様々な新しい業務に取り組まなければなりません。

加えて、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、実施市町村の増加に伴い、事務量が膨大に増えることが見込まれているため、効率的な業務執行体制を確保し、事務に遺漏の無いように努めていただきたいと思います。

また、今後も増加するであろう後期高齢者の医療給付費の適正な抑制と同時に、コロナ禍における受診控え等に起因する将来の重病化・重症化を予防していくことが大きな課題であると考えます。

今後も健全な財政運営の下、安定した制度運営がなされるよう、関係市町村との更なる連携強化や事務局体制の強化を図り、フレイル対策の実施など、後期高齢者の健康寿命の延伸につながる各種の取組を展開するとともに、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう安定的な運営に期待します。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと思います。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。

○議長（高橋三義） ありがとうございます。それでは、これより、議案第6号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合職

員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。
本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第7号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認め、
これをもちまして、討論を終結いたします。

これより、議案第7号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第8号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。
よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第9号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第 10 号「令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 10 号「令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全て終了しました。

以上をもちまして、令和 4 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後1時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

高橋三義

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

大滝勝

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

小、熊、正